

税 制 改 革 の 分 配 的 側 面

高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄
有田富美子・上野 大・久保克行

1991年1月 経済研究 第42巻 第1号
〔抜刷〕

税制改革の分配的側面

高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄
有田富美子・上野大・久保克行

1 はじめに

社会における諸制度は妥協の産物であり、多かれ少なかれ問題点をかかえている。問題点の克服を目指した制度改革は不断に行われるべきであり、その試みがつづけられている例は実際にも多い。制度改革によって利益を享受できる者もいれば、不利益を被る者もいる。これが一般であり、それ自体は自明のことである。むしろ総合的に判断して改善点の方が多い場合には一部に不利益を被る者がいることを承知した上で、あえて改革にふみきることが通例求められる。このような改革に、たぐいまれな政治力が必要になることは言うまでもないだろう。

税制改革は制度改革の代表例である。シャウプ改革以来の大改革が中曾根内閣・竹下内閣の手によって成し遂げられたことは記憶に新しい。その後も新土地保有税の導入問題や消費税の見直しが盛んに議論されている。

税制改革は常にホットな話題を提供し、マスコミを通して激しい議論の対象になることが多い。最近では売上税の提案とその導入見送り、消費税の導入をめぐって賛否が厳しく問われた。その中で大阪大学の本間正明教授を中心とする研究グループ(以下、「本間グループ」と略称する)が、そのたびごとにシェミレーション結果をマスコミを通して発表し、その方向づけに少なからぬ役割をはたした。税制改革をめぐって、このような積極的役割を研究者としてはたしたのは、日本では本間グループがはじめてである。その勇気・情熱と持続するエネルギーは日本の税制研究者にはこれまでなかった。本間グループは税制改革の内容をその都度、詳細に検討し、

その影響について厳密な実証研究を試みた。そしてグループの能力がテストされていることを承知しつつ、税制改革という現実的な問題に対していかなる貢献ができるかを具体的に示したのである。その狙いは基礎的作業をふまえて質の高い生産的論争を展開することにあった。

本間グループの研究内容は多岐にわたっている¹⁾。ただしマスコミに紹介されたのはその一部であった。すなわち中曾根税制改革時においては、標準的なサラリーマン世帯の場合、減税の恩典を受けられるのは給与収入で600万円を超える階層に限られ、600万円以下の階層では実質増税になるという点であった。このような試算結果は、税制改革が一部エリートのみを優遇するものであり多くのサラリーマンにとっては税負担増をもたらすというイメージを与えることになった。サラリーマン多数派の利益にならないというイメージは売上税導入に対する冷淡な反応を呼び、税制改革における中曾根首相の言行不一致に対する強い批判もあって結果的に売上税の導入断念につながった。竹下税制改革では、中曾根税制改革の苦い経験に学び、全体として減税超過型の改革が指向された。そのさい配偶者特別控除と最低税率適用範囲の大幅な引上げ・拡大が図られ、また高校生・大学生等の扶養控除割増し制度が新たに設けられた。これらの措置によって中堅のサラリーマン層にも減税がいきわたることになったのである。本間グループの試みた上述のような試算が竹下税制改革の具体的な内容に少なからぬ影響を与えたことは否定できない。

竹下税制改革(昭和63年)のさいにも本間グループは諸々の試算結果を明らかにした。その

うちマスコミによって大きく取りあげられたのは、低所得層のメリットが少ないとこと（サラリーマン標準世帯の場合、給与収入300万円以下では実質増税となる）、および高齢の年金受給世帯は大多数が増税となること、の2点であった。政府は低所得層（老齢福祉年金・児童扶養手当の受給者、ねたきり老人をかかえる非課税世帯など）に福祉一時金・介護一時金を与える一方、公的年金給付の課税最低限を引き上げ、不満解消に向けて一連の措置を講じる羽目に陥った²⁾。消費税導入を柱とする竹下税制改革は断行されたが、消費税に対する主婦層の反感は根強く、リクルート事件等が重なったこともあって自由民主党は平成元年夏の参議院選挙で大敗北を喫するにいたったのである。

本間グループの試算結果は、本来の意図をはなれて政治的に利用されたきらいがないわけではない。税制改革でどのようなグループが税負担増を被るかという点だけをマスコミは際立たせた。一部の者の税負担が改革でふえることは常に生じることである。重要なことは、どのような税負担増が適切であるかどうかを議論することであって税制改革をめぐる論議を損得勘定だけに終始させてはならない³⁾。また税負担増を相殺するような補償措置は場合によっては税制改革自体の意義を薄めかねないこともある。したがって、そのような措置を急に求める場合には慎重でなければならない。

本稿では、総務庁『全国消費実態調査』（昭和59年）の個票データ（サンプル数：4万7171世帯）を利用して税制改革の分配的側面を明らかにする。個票データを利用した考察は税制改革に関するかぎり日本ではほとんどない。個票データを利用すれば各世帯属性ごとに諸々の推計ができる。そのさい標準世帯を仮定する必要はない。また増減税の実態についても詳しく議論することが可能となる。低所得層で減税の恩恵を受ける世帯の割合を調べることもできるし、世帯グループ別に増税世帯の割合を推計することもできる。

本稿では増減税額の推計にとどまらず、とくに増税となるグループについては所得階層別に

勤労者世帯との税負担比較も試みたい。水平的公平の基準に照らして、その増税がどう位置づけられるかを知りたいからである。仮に水平的公平基準の達成に近づくような増税であれば、そのような税制改革はむしろ望ましいといえるのであり、単なる負担増に基づく改革反対論は力を失うことになろう。逆に水平的公平基準からますます遠ざかるような増税は改革反対に重大な論拠を与えることになる。このような比較が中曾根税制改革・竹下税制改革の是非をめぐる論議の中でほとんど行われなかつたのは不思議でならない。

本稿では今後の税制改革に向けて固定資産税強化の効果や消費税率の引上げ効果についても推計する。あわせて読者の参考になれば幸いである。

なお本稿全体を通じて税制改革の資源配分的側面は、いっさい考察していない。資源配分的側面は所得分配的側面と同様にきわめて重要であり、税制改革の総合的評価に欠かせない論点である。このことは言うまでもないだろう（念のため）。

2 中曾根税制改革・竹下税制改革による 増減税

2.1 税制改革の主要内容

中曾根税制改革では税収中立型（増減税同額）の改革が指向された。所得税・住民税・法人税を減税する一方、売上税を導入しマル優の廃止を図ろうとしたのである。この試みは一部挫折し、実際には所得税・住民税の部分的減税と利子税制の見直しが実現するにとどまった（昭和62年9月成立）⁴⁾。

竹下税制改革では減税超過型の改革が指向された。ネットの減税額は平年度ベースで2兆4000億円という大規模なものであった。所得税・住民税および法人税を大幅に減税する一方、3%消費税を導入して既存の個別間接税を廃止・整理し、さらに不公平税制の一部是正や相続税・贈与税の改革も行うことになった。このうち所得税については税率表の簡素化（10～50%の5段階に）、最低税率適用範囲の拡大（課税

所得で300万円まで), 課税最低限の引上げ(基礎・配偶・扶養の各人的控除を33万円から35万円に, 配偶者特別控除を16.5万円から35万円に, 16~22歳の子供の扶養控除を10万円割増し, 等)を断行し, また住民税についても同様の措置(税率表を5~15%の3段階に簡素化, 最低税率適用範囲を課税所得で120万円まで拡大, 各人的控除を28万円から30万円に引上げ, 配偶者特別控除を30万円に引上げ, 16~22歳扶養控除5万円割増し, 等)を講じた。所得税・住民税あわせて3兆1000億円の大減税である。一方, 消費税の導入と個別間接税の廃止・整理で実質2兆円の増税となることが見込まれた。

2.2 推計手順

本稿において考察の対象にしたのは2人以上の普通世帯である。単身者世帯分は推計していない。使用データは総務庁『全国消費実態調査』(昭和59年)の個票データであり, われわれが経済企画庁において整理したサマリー・テーブである。

所得や税額等はすべて昭和63年分を推計した。上記データは昭和59年分であり, 調整が必要となった。そこで昭和59年から63年にかけて全世帯ベースの年間収入が平均で13%(名目値)増大した(総務庁『家計調査年報』)ことを参考にして, 考察世帯の年間収入・消費支出が一律に13%伸びたと仮定した。なお税制改革により所得や消費支出は多かれ少なかれ影響を受ける。しかし, ここでは簡単化のため改革による変動分はすべて捨象した。

所得税や住民税の負担は, できるかぎり制度に忠実に推計した。推計の詳細なプロセスは高山ほか(1989, 第4.2.2項)と基本的に同じである。ただし税率表や各種控除額は中曾根税制改革・竹下税制改革で実施されたものにあわせてある⁵⁾。

個別間接税負担の推計手順はつぎのとおりである。物品税は耐久消費財と非耐久消費財に分けて負担額を推計した。耐久消費財は『全消』調査対象の主要50品目について「耐久消費財編」より購入額(12月予定分を含む)を推計し,

別途, 産業連関表により(生産者価格/購入者価格)の比を求め, 品目別の税率を用いて税額を計算した。非耐久消費財については品目分類から推計可能な一般品目(腕時計・ハンドバッグ等20品目)と特別品目(貴金属・酒・タバコ・砂糖の4品目)に分けて, 別々に税額を求めた。一般品目は「家計収支編」の消費支出額に年換算倍率を乗じて年間支出額を求めた。その後の税額計算は耐久消費財の場合と同じである。特別4品目については年間消費支出額を一般品目と同じ手続きで求め, それに個別の負担率を乗じて税額を計算した。そのさい酒税については代表銘柄で従量税の負担率を推計する一方, 砂糖・タバコの従量税分は従価税に換算して負担率を求めた。

なお個別間接税負担には揮発油税・地方道路税分も含めてある。その推計には「家計収支編」のガソリン消費支出額を利用した。

3%消費税は授業料・医療保険支出以外の支出項目のすべてについて計算した⁶⁾。そのさい調整後の個別間接税については自動車(6%)・酒・砂糖・タバコの4品目について上記と同様, 個別に負担率を求めた。また揮発油税・地方道路税についても税額を計上した。なお簡単化のため消費税導入で消費者物価は3%上昇すると仮定した。上昇分はすべて消費税分であり, 税引き後の支出水準に変わりはないと想定した(なお後述の第4節でも同様に仮定した)。

2.3 増減税分の推計結果

(1) 中曾根税制改革

中曾根内閣が実施した税制改革によって各世帯の負担はどう変わったのか。表1はその推計結果を整理したものである。集計は所得階層別に行った。所得階層区分は包括的所得税の課税ベースにより近い新SNAベースの年間収入②によっている⁷⁾。表1によると, 中曾根改革の結果すべての所得階層で減税となっている。利子税制の見直し(いわゆるマル優の廃止)があったものの, 売上税が導入されずに所得税・住民税だけの減税が先行し, その減税分が利子税制の見直しによる増税分をはるかに上回ったから

表1 中曾根改革による減税

項目	所得階層区分(万円)									平均 (万円)	合計 (%, 兆円)
	200未満	200~400	400~600	600~800	800~1000	1000~1500	1500~2000	2000以上			
世帯数分布(%)	1.7	14.7	29.2	23.9	14.1	12.8	2.5	1.1	—	100.0	
所得額①(万円)	176	282	442	604	774	1024	1465	2491	621.9	181.5	
所得額②(万円)	139	323	502	691	890	1183	1692	2729	710.7	207.4	
税額(改正前, 万円)	13.5	21.3	43.7	71.8	108.8	170.9	335.9	878.8	88.5	25.83	
税額(改正後, 万円)	12.0	18.4	37.9	63.2	97.4	157.4	317.8	840.8	80.1	23.38	
減税額(万円)	1.6	2.9	5.8	8.6	11.4	13.5	18.0	38.0	8.4	2.45	
減税率(%)	11.5	13.6	13.2	12.0	10.5	7.9	5.4	4.3	9.5	9.5	

- (注) 1. 2人以上の普通世帯全体
 2. 所得①は『全消』報告書ベースの年間収入、所得②は新SNAベースの年間収入を表す。
 いずれも昭和63年分(推計値)である。
 3. 所得階層区分は所得②にしたがった。
 4. 税額は所得税・住民税・個別間接税の合計である。
 5. 以下、表4まで同じである。

である。減税額は普通世帯全体として2兆4500億円、1世帯あたり平均で8万4000円(いずれも昭和63年分)に達したと推計される。減税率は全体として9.5%であり、所得階層別にみると年収200~400万円の階層のそれが13.6%で最も高い。減税後の3税(所得税・住民税・個別間接税)負担額は1世帯あたり平均で80万円強であり、年間収入①(『全消』ベース)の12.9%に相当している。

なお中曾根改革による減税効果は世帯区分を細かくしても一様に観察された。ここでは事実のみを指摘するにとどめ、推計結果は掲載しない。

(2) 竹下税制改革

竹下改革の場合はどうか。表2がその推計結果である。ここでは減税額・減税率を中曾根改革前の制度と比較して算出した。まず2人以上の普通世帯全体から検討することにしよう。表2によると、減税規模は全体で3兆3000億円、中曾根改革分の2兆4500億円を除くとネットで8500億円になる。減税は78%強の世帯に及んでいるが、残りの21.8%の世帯については増税となつた⁸⁾。増税となつた世帯はあらゆる所得階層にちらばっている。増税となつた世帯の割合が相対的に高いのは所得②で年収200万円未満の低所得階層であり、その割合はこの階層では80%弱に達している。ただし、この低所得階層

でも20%強の世帯が減税の恩典を受けており、低所得階層のすべてが増税となつてはいるわけではない。年間収入200万円以下の階層全体(全世帯数に占める割合は1.7%)として、3税合計で年間2万6000円の負担増となつた。この階層の税負担率は所得①(『全消』年間収入ベース)の9.1%になつたと推計される。増税となつた世帯の割合は年間収入が400万円を超えると急減し、年間収入が1000万円以上になると10%未満となる。ただし年間収入が1000万円以上になつても増税となる世帯がわずかとはいえた観察された。所得階層別にみると、200万円以上では各グループとも全体として減税の恩典を享受したことになる⁹⁾。減税率は年収600万円以上1500万円未満(『全消』ベースでは500万円強から1250万円弱)の階層が相対的に高く13~15%に達している。全体として減税率は13%弱(中曾根減税分9.5%を除くとネットで3.3%)であった。

つぎに各世帯グループ別に調べてみよう。勤労者世帯・非勤労者世帯・無職世帯の3区分で減税となつた世帯の割合が最も高いのは勤労者世帯であり、84%弱が減税の恩恵を受けている。非勤労者世帯(無職世帯を除いてある)も全体として79%が減税となつた。他方、無職世帯は全体として82%が増税となつており、税負担の増減だけでみると竹下改革は無職世帯にとっては厳しいものであった。無職世帯の場合、

表2 竹下改革による増減税

世帯区分 (世帯数) (万世帯)	項目	所得階層区分(万円)								平均 (万円)	合計 (%, 兆円)	平均所得 (万円)
		200 未満	200 ~400	400 ~600	600 ~800	800 ~1000	1000 ~1500	1500 ~2000	2000 以上			
全体 (2918)	世帯数分布(%)	1.7	14.7	29.2	23.9	14.1	12.8	2.5	1.1	—	100.0	
	税額(改正前, 万円)	13.5	21.3	43.7	71.8	108.8	170.9	335.9	878.8	88.5	25.83	
	所得税	4.5	8.0	20.2	36.3	58.8	98.1	209.6	612.4	48.7	14.19	
	住民税	3.2	5.9	14.5	25.5	39.0	60.5	112.4	250.4	30.0	8.76	
	個別間接税	5.8	7.4	9.0	10.0	11.0	12.3	13.9	16.1	9.9	2.87	621.9
	税額(改正後, 万円)	16.1	20.7	38.4	61.1	92.2	148.0	301.2	786.7	77.2	22.53	
	所得税	2.6	4.4	12.8	24.2	41.4	74.2	172.7	520.3	35.6	10.38	(710.7)
	住民税	1.9	3.3	9.7	18.7	30.3	50.4	101.6	234.7	23.7	6.90	
	消費税等	11.6	13.1	15.9	18.1	20.5	23.4	26.9	31.7	18.0	5.25	
	減税額(万円)	-2.6	0.6	5.3	10.7	16.6	22.9	34.7	92.1	11.3	3.30	
勤労者世 帯(1844)	増税世帯比率(%)	78.7	48.6	23.6	15.3	11.0	8.8	3.2	2.8	—	21.8	
	減税率	-19.0	2.7	12.2	14.9	15.3	13.4	10.3	10.5	12.8	12.8	
非勤労者 世帯 (901)	世帯数分布(%)	0.8	11.5	30.6	26.8	15.5	12.6	1.8	0.4	—	100.0	
	税額(改正後, 万円)	15.4	21.1	38.1	60.7	91.4	142.0	272.6	481.0	69.2	12.77	628.1
	減税額(万円)	-2.9	1.0	5.4	10.7	16.7	22.3	31.3	46.7	10.7	1.98	(703.9)
	増税世帯比率(%)	80.3	41.1	18.1	12.0	8.8	7.0	2.0	1.0	—	16.4	
	減税率	-22.9	4.4	12.4	14.9	15.4	13.6	10.3	8.9	13.4	13.4	
無職世帯 (172)	世帯数分布(%)	2.5	16.9	25.6	20.1	13.0	14.9	4.3	2.8	—	100.0	
	減税額(万円)	-1.2	2.2	7.4	12.6	17.8	24.9	37.8	105.0	15.3	1.38	661.8
	増税世帯比率(%)	66.5	39.0	23.5	18.1	13.4	10.5	4.1	3.2	—	21.5	(770.4)
	税負担額比率(%)	58	48	44	48	57	51	60	60	—	—	
共働き世 帯(858)	世帯数分布(%)	0.3	7.8	27.6	28.6	18.4	15.1	1.8	0.4	—	100.0	
	減税額(万円)	-3.7	-0.3	3.5	7.8	12.6	17.6	29.5	36.6	8.8	0.76	676.5
	増税世帯比率(%)	79.7	54.6	31.6	18.6	12.0	9.9	2.7	2.0	—	22.3	(745.6)
	税負担額比率(%)	172	110	105	102	98	94	85	90	—	—	
持家世帯 (2166)	世帯数分布(%)	1.3	11.3	25.3	25.2	16.5	15.8	3.1	1.5	—	100.0	
	減税額(万円)	-2.5	0.2	5.1	10.5	16.1	22.5	34.7	92.4	12.6	2.72	668.3
	増税世帯比率(%)	74.0	53.2	27.4	16.7	11.8	9.0	3.3	2.6	—	21.6	(768.4)
借家世帯 (752)	世帯数分布(%)	2.6	24.7	40.5	20.2	7.3	4.1	0.5	0.1	—	100.0	
	減税額(万円)	-2.7	1.1	5.8	11.6	19.9	27.7	34.9	73.9	7.7	0.58	488.2
	増税世帯比率(%)	85.6	42.7	16.8	10.4	5.5	6.8	1.6	10.0	—	22.4	(544.5)
29歳以下 (157)	世帯数分布(%)	2.6	34.2	42.2	14.7	5.1	1.0	0.1	—	—	100.0	
	減税額(万円)	-1.7	2.9	5.5	7.9	11.6	10.4	35.6	—	5.2	0.08	423.3
	増税世帯比率(%)	73.4	27.7	18.5	16.0	16.2	21.7	0.0	—	—	22.6	(478.1)
30~39歳 (821)	世帯数分布(%)	1.3	15.5	40.6	25.4	10.2	6.1	0.6	0.3	—	100.0	
	減税額(万円)	-2.1	1.8	6.5	11.1	15.9	21.2	29.2	77.0	9.1	0.75	542.2
	増税世帯比率(%)	76.1	36.5	13.5	12.1	11.7	9.6	6.9	4.4	—	17.0	(610.2)
40~49歳 (842)	世帯数分布(%)	1.3	9.9	24.6	29.0	17.5	14.7	2.1	0.9	—	100.0	
	減税額(万円)	-2.0	0.9	6.2	12.2	18.8	24.9	36.6	92.1	13.7	1.15	669.2
	増税世帯比率(%)	72.2	45.5	21.8	10.6	5.7	4.5	2.1	0.0	—	15.6	(747.7)
50~59歳 (655)	世帯数分布(%)	1.7	10.4	19.7	21.8	18.3	21.2	4.9	1.9	—	100.0	
	減税額(万円)	-2.5	0.6	5.1	10.3	16.2	22.6	33.2	74.8	14.1	0.93	741.1
	増税世帯比率(%)	75.0	46.2	29.1	18.7	12.0	9.4	2.9	2.0	—	20.3	(838.2)
60~69歳 (325)	世帯数分布(%)	2.8	20.5	25.9	18.1	12.4	14.2	3.9	2.4	—	100.0	
	減税額(万円)	-4.2	-2.3	1.0	7.3	13.3	20.8	34.9	128.8	10.0	0.33	606.3
	増税世帯比率(%)	92.1	74.4	48.6	30.8	21.7	15.4	2.1	5.9	—	41.0	(739.9)
70歳以上 (118)	世帯数分布(%)	2.4	26.1	27.3	18.1	10.5	10.7	3.5	1.4	—	100.0	
	減税額(万円)	-3.1	-3.4	-0.8	4.6	13.4	22.5	44.0	79.3	6.1	0.07	484.4
	増税世帯比率(%)	93.5	93.5	63.7	34.7	21.2	15.9	9.3	3.8	—	54.6	(667.0)
	税負担額比率(%)	56	37	36	48	67	74	90	130	—	—	

- (注) 1. 最右欄の平均所得は『全消』ベース(カッコ内は新SNAベース)である。
 2. 消費税等には自動車・酒・砂糖・タバコの物品税分および揮発油税・地方道路税分が含まれている。
 3. 税負担額比率は勤労者世帯の税負担額を基準(100)とした値である。
 4. 年齢区分は昭和59年時の年齢にしたがった(表4まで同様)。なお計数はすべて昭和63年分である。

年収 1000 万円未満の階層が全体として増税となっている。ただし年収 1000 万円未満でも減税の恩恵に浴することのできた世帯が少数派ではあるものの無職世帯の中にいた。

無職世帯の税負担増については慎重な読み方が必要になる。表 2 の「税負担額比率」は勤労者世帯の税負担額(所得階層別)を 100 として無職世帯の税負担額の水準を計算したものである。いずれの所得階層においても無職世帯の税負担額は勤労者世帯のそれよりも低く、後者のほぼ 40~60% にすぎない。そもそも低・中所得層の税負担は無職世帯においても高すぎるので税負担の軽減が望ましいという考え方に対脚するのであれば話は別であるが、無職世帯の税負担増はむしろ勤労者世帯の税負担に近づける措置であったと考えることもできる。水平的公平基準の達成という観点からみると、このような税負担増はやむをえない性格のものになる。この場合、負担増を相殺するような補償措置を急に求めることには慎重でなければならない¹⁰⁾。

勤労者世帯の場合、減税率は全体として 13% 強に達した。とくに年収 600~1000 万円の中間層では減税率は 15% になっている。年収 200 万円未満のグループは全体として増税となっているものの、世帯数ウェートはきわめて小さい(0.8%)。なお中曾根改革後と比較して増税となるのは所得階層別にみるかぎり年収 600 万円未満のグループであった。

勤労者世帯のうち世帯主とその配偶者の双方に賃金収入のある世帯をとくに「共働き世帯」として抜きだしてみよう。この世帯の場合、増税となるのは全体として 22.3% であり、勤労者世帯全体のそれよりも若干多いとはいえ、絶対的少数派であることに相違はない¹¹⁾。なお共働き世帯は所得分割のメリットを享受しうる。表 2 の「税負担額比率」は勤労者世帯全体を基準(100)として各階層別に税負担額の水準を計算したものである。これによると、上述のメリットを利用して税負担の軽減を図っているのは年収 800 万円以上(『全消』ベースで年収 650 万円強以上)の階層に多い。年収 800 万円未満の階層では共働きで配偶者特別控除の恩恵を享受で

きないデメリットの方が所得分割のメリットより総じて大きいようである(なお共働き世帯の消費水準は相対的に高い)。

年齢別にみるとどうか。増税世帯の割合は 60 歳以上の世帯で比較的高く、70 歳以上になると 55% に達し、過半の世帯で税負担増となっている。とくに低・中所得階層で増税となっている世帯が多い。ただし 70 歳以上の世帯について「税負担額比率」を調べると、税負担額増といつても勤労者世帯における同一所得階層の税負担よりかなり低い負担にとどまっている。税負担増をもって、ただちに補償措置を求める場合には、ここでも慎重でなければならないだろう。

高齢者世帯はほとんどが年金受給世帯である¹²⁾。年金受給世帯はその将来において減税のメリットを受ける機会を持たないというライフサイクル的観点にたって、税制改革による影響(増税)を深刻なものと考える意見がなかったわけではない。年金水準の調整など歳出面での対応を求める意見もあった。

しかし年金受給世帯は公的年金等控除や老年者控除の適用を受けるので、所得税や地方税を払っていない例がかなり多い。とくに 65 歳以上の場合、夫婦 2 人あわせて公的年金だけで 450 万円の収入があっても所得税を負担しないケースがある(詳しくは高山ほか(1990b)を参照してほしい)。現行税制はすでに年金受給者を不自然とも思えるほどに優遇している。その優遇ぶりは若年層や壮年層には納得できないほどになっているといつてもよいだろう。同一所得階層ごとに税負担を比較したとき勤労者世帯よりも著しく負担が低くなるのは、このためである。

税負担増を相殺するために年金水準の一般的調整を求めることが適切であったとは思えない。その調整は老齢福祉年金や加入期間 25 年未満の経過年金に限って求めるべきではなかっただろうか。もっとも、これらの低額年金は税制改革とはかわりなく水準引上げが従来から求められていたものである。

なお持家世帯と借家世帯の別では、とくに注

目に値するような推計結果はでていない。

3 固定資産税強化の効果

つぎに固定資産税を課税強化する場合にどうなるかを調べることにしよう。ここでは土地(宅地のみ)にかかる固定資産税を増徴すると仮定する。そのさいに住民税の減税も同時に実施すると想定し、家計部門全体としてはネットで増減税ゼロ(税収中立型)とする。

固定資産税強化の方法として考察したのは次の2ケースである。すなわち①宅地の評価を時価(公示価格ベース)とするケース、②宅地のうち200平方メートル以下は現行どおりの評価とし、200平方メートル超は時価で評価するケース、を想定した。評価の方法以外はすべて現行どおりとした。また住民税の減税は所得割部分の負担をすべての世帯について一定率で軽減する場合を想定した。

表3は固定資産税強化の効果を整理したものである。まず2人以上の普通世帯全体から検討することにしよう。固定資産税の負担額は現行の場合(末尾に○印番号なし)と強化の場合(①②)の3計数が並んでいる。現行制度下の負担は普通世帯全体として7000億円である(昭和63年分)と推計された。宅地の評価をすべて時価に改めると税負担は全体として3兆1700億円(2兆4700億円の増税)になる。また宅地200平方メートル超だけを時価で評価すると、税負担は1兆5500億円となり8500億円の増税となる¹³⁾。それぞれの場合の住民税負担(均等割(世帯あたり年額2700円)を含む)も表3に掲載しておいた。ネット①②は、それぞれのケースで住民税減税額と固定資産税増税額の差を計算したものである。表3によると、このような固定資産税の強化は総じて低・中所得層グループの負担増をもたらす一方、高所得層グループの税負担を軽減する効果をもっている。ただし普通世帯全体として増税となるのはケース①で43%, ケース②で32%の世帯であり、多数派は減税の恩恵に浴すことになる。増税となる世帯が半数を上回っているのは所得階層別にみるとケース①で400万円未満、ケース②で200万円未

満のグループに限られる。

世帯属性別ではどうか。グループ全体として減税となるのは勤労者・借家・60歳未満・正味資産5000万円未満の世帯である。一方、全体として非勤労者・無職・60歳以上・正味資産5000万円以上の世帯は税負担増を被る。

所得・資産・消費の課税バランスについて従来の考え方を改め、所得軽課・資産重課の方向に変えようすると、所得階層別・世帯グループ別の税負担は上述のようになる。高額資産の保有者でありながら低所得に甘んじている者については従来のような所得偏重の課税システムの下では然るべき税負担を求めることができなかった。資産のもつ担税力に着目して資産課税を強化すると低所得グループの多数派は税負担増になるが、それは高額資産を保有しているからである。そのような負担増が望ましくないというのは、資産(ここでは宅地)にはあまり担税力がないというに等しいだろう^{14,15)}。

4 消費税率の引上げ

中長期の将来を展望すると消費税率の引上げが検討課題となることはまず間違いないだろう。人口高齢化にともなって増大する社会保障給付を賄うためには社会保険料負担を増大させるか、消費税率を引き上げて社会保険料負担の増大を抑制するかが早晚、問われると思われるからである。

以下では消費税率を、ベンチマークとして10%に引き上げる(他は揮発油税・地方道路税のみを考慮する)場合を参考のために検討する。比較の対象としては①年金保険料のみの引上げ②医療保険料のみの引上げ③年金保険料・医療保険料の同時引上げ、の3ケースを想定した。いずれも消費税の増税分と各保険料の負担増が家計部門全体として等しくなるように保険料負担額を一定率で引き上げると仮定した。

表4はその集計結果である。まず2人以上の普通世帯全体から調べることにしよう。年金保険料は昭和59年分の負担額である。その推計は高山ほか(1989, 第4.2.3項)にしたがった。年金保険料①は消費税を3%に維持したまま消

表3 固定資産税強化の効果

世帯区分	項目	所得階層区分(万円)								平均(万円)	合計(%, 兆円)
		200未満	200~400	400~600	600~800	800~1000	1000~1500	1500~2000	2000以上		
全体	固定資産税(宅地分)	1.0	1.1	1.5	2.2	3.1	4.3	6.8	10.0	2.4	0.70
	固定資産税(宅地分)①	3.5	4.0	5.9	9.4	14.3	20.7	34.6	62.7	10.9	3.17
	固定資産税(宅地分)②	1.9	2.0	2.8	4.4	6.8	10.0	18.6	38.9	5.3	1.55
	住民税	1.9	3.3	9.7	18.7	30.3	50.4	101.6	234.7	23.7	6.90
	住民税①	1.3	2.2	6.3	12.0	19.4	32.2	64.9	149.8	15.2	4.43
	住民税②	1.7	2.9	8.5	16.4	26.6	44.1	89.0	205.5	20.7	6.05
	固定資産税①増税額	2.6	2.9	4.5	7.3	11.2	16.4	27.8	52.8	8.5	2.47
	固定資産税②増税額	0.9	0.9	1.3	2.2	3.7	5.7	11.8	28.9	2.9	0.85
	住民税①減税額	0.6	1.1	3.4	6.7	10.9	18.2	36.7	84.9	8.5	2.47
	住民税②減税額	0.2	0.4	1.2	2.3	3.8	6.2	12.6	29.2	2.9	0.85
	ネット①(減税額)	-2.0	-1.8	-1.1	-0.6	-0.3	1.7	8.9	32.2	0.0	0.00
	ネット②(減税額)	-0.7	-0.6	-0.1	0.1	0.1	0.5	0.8	0.3	0.0	0.00
	増税世帯比率①(%)	89.2	61.1	43.0	39.8	35.3	34.1	29.2	18.6	—	42.8
	増税世帯比率②(%)	81.6	48.0	27.0	27.0	29.0	30.4	30.4	27.2	—	31.8
勤労者世帯	ネット①(減税額)	-1.1	-0.5	0.4	1.1	1.5	2.8	9.2	25.8	1.2	0.22
	ネット②(減税額)	-0.0	0.0	0.6	1.1	1.3	2.0	3.1	7.9	1.0	0.19
	増税世帯比率①(%)	89.9	47.2	33.3	33.0	29.6	30.7	28.5	22.4	—	34.3
	増税世帯比率②(%)	77.7	32.3	15.0	18.2	21.6	24.2	26.9	26.7	—	20.8
非勤労者世帯	ネット①(減税額)	-2.5	-2.9	-2.8	-3.4	-3.8	0.5	9.8	34.1	-1.0	-0.09
	ネット②(減税額)	-1.3	-1.3	-1.4	-1.9	-2.3	-1.7	-0.4	-1.8	-1.6	-0.15
	増税世帯比率①(%)	83.3	66.0	54.7	52.6	47.0	38.6	29.2	17.3	—	51.4
	増税世帯比率②(%)	74.7	52.0	44.0	46.0	45.5	40.5	32.9	27.2	—	45.2
無職世帯	ネット①(減税額)	-2.0	-4.0	-8.2	-13.1	-12.8	-13.3	-52.4	-20.1	-7.4	-0.13
	ネット②(減税額)	-0.3	-0.8	-2.0	-4.8	-7.3	-4.8	-35.2	-27.8	-2.3	-0.04
	増税世帯比率①(%)	99.3	95.0	91.3	84.5	69.0	64.5	60.8	100.0	—	90.2
	増税世帯比率②(%)	98.8	90.3	78.2	65.5	51.0	47.8	61.3	100.0	—	80.0
持家世帯	ネット①(減税額)	-3.4	-4.1	-3.6	-2.8	-2.3	-0.2	6.9	31.3	-1.8	-0.40
	ネット②(減税額)	-1.2	-1.3	-0.9	-0.5	-0.6	-0.1	0.0	-0.2	-0.6	-0.14
	増税世帯比率①(%)	90.0	86.7	65.4	50.8	40.7	37.0	30.9	18.9	—	54.1
	増税世帯比率②(%)	77.5	64.1	40.6	34.4	33.4	33.0	32.1	27.7	—	39.3
借家世帯	ネット①(減税額)	0.1	1.1	3.5	7.3	12.5	22.7	43.6	81.3	5.3	0.40
	ネット②(減税額)	0.0	0.4	1.2	2.5	4.3	7.8	15.0	28.0	1.8	0.14
	増税世帯比率①(%)	88.2	27.4	2.6	0.5	0.7	1.5	0.0	0.0	—	10.4
	増税世帯比率②(%)	87.6	27.0	2.6	0.5	0.7	1.5	0.0	0.0	—	10.3
29歳未満	ネット①(減税額)	-0.3	0.4	1.6	3.6	3.2	3.4	28.7	—	1.5	0.02
	ネット②(減税額)	-0.0	0.3	0.8	1.8	1.5	-0.2	9.4	—	0.8	0.01
	増税世帯比率①(%)	92.9	28.2	19.5	22.6	30.5	27.6	0.0	—	—	25.5
	増税世帯比率②(%)	83.3	19.7	8.3	7.3	21.1	28.2	0.0	—	—	14.8
30~39歳	ネット①(減税額)	-1.4	-0.4	0.5	0.4	1.3	3.3	18.2	37.9	0.8	0.07
	ネット②(減税額)	-0.2	0.1	0.6	0.9	1.0	1.7	3.1	11.3	0.8	0.06
	増税世帯比率①(%)	87.4	47.2	31.9	36.0	31.8	35.8	21.7	30.8	—	36.2
	増税世帯比率②(%)	75.6	31.7	13.3	19.7	25.4	30.6	24.0	31.8	—	21.0
40~49歳	ネット①(減税額)	-1.1	-1.5	-0.4	1.1	1.7	3.5	11.3	51.0	1.6	0.13
	ネット②(減税額)	-1.2	-0.4	0.3	1.0	1.5	2.3	0.5	9.0	1.0	0.08
	増税世帯比率①(%)	80.7	60.2	42.0	33.7	29.9	29.5	22.8	14.3	—	37.3
	増税世帯比率②(%)	68.1	41.4	24.2	21.0	22.4	24.7	23.7	20.7	—	25.2
50~59歳	ネット①(減税額)	-2.3	-2.6	-1.5	0.2	0.5	3.8	9.7	17.1	1.1	0.07
	ネット②(減税額)	-1.1	-1.2	-0.6	-0.1	0.3	0.9	3.2	-10.2	-0.1	-0.01
	増税世帯比率①(%)	87.6	70.7	48.9	39.9	32.3	29.2	28.0	21.0	—	41.1
	増税世帯比率②(%)	81.9	55.6	37.9	33.6	29.3	27.0	28.2	29.4	—	35.0
60~69歳	ネット①(減税額)	-3.4	-4.4	-7.2	-8.5	-9.9	-8.2	2.2	32.2	-5.9	-0.19
	ネット②(減税額)	-1.5	-1.7	-3.0	-3.4	-5.3	-4.3	-3.1	2.7	-3.1	-0.10
	増税世帯比率①(%)	98.4	88.0	79.3	68.3	62.8	53.7	40.6	16.9	—	71.0
	増税世帯比率②(%)	98.6	80.3	64.8	53.3	52.6	48.0	41.8	26.9	—	61.2
70歳以上	ネット①(減税額)	-3.5	-5.4	-9.4	-16.4	-14.3	-8.4	0.1	48.6	-8.7	-0.10
	ネット②(減税額)	-1.5	-1.2	-3.1	-7.5	-8.1	-7.1	-8.5	9.5	-4.3	-0.05
	増税世帯比率①(%)	100.0	98.8	93.5	87.8	67.9	55.9	42.2	7.3	—	84.3
	増税世帯比率②(%)	98.0	96.7	84.1	72.7	58.7	59.3	50.9	34.9	—	78.5
NW 1000~ 2000万円	ネット①(減税額)	-2.6	-1.7	1.0	4.9	9.6	18.0	46.5	132.1	3.7	0.20
	ネット②(減税額)	-0.9	-0.4	0.7	2.0	3.4	6.3	15.8	45.0	1.5	0.08
	増税世帯比率①(%)	93.4	83.7	39.6	10.9	2.4	1.5	0.0	0.0	—	35.0
	増税世帯比率②(%)	86.1	58.9	25.3	11.1	6.9	3.2	0.0	0.0	—	25.7
NW 5000万円~ 1億円	ネット①(減税額)	-10.8	-15.4	-14.2	-10.3	-6.3	1.2	19.7	69.1	-3.7	-0.14
	ネット②(減税額)	-3.4	-4.7	-4.0	-3.1	-2.4	-0.8	5.1	22.3	-1.5	-0.06
	増税世帯比率①(%)	90.2	97.0	96.4	90.7	76.1	47.9	15.4	1.9	—	69.9
	増税世帯比率②(%)	61.8	76.5	53.5	45.8	44.9	44.7	28.2	8.7	—	45.9
NW 1億~ 2億円	ネット①(減税額)	-15.5	-31.1	-31.1	-29.8	-24.6	-12.3	4.3	44.7	-13.7	-0.21
	ネット②(減税額)	-0.0	-1.9	-6.0	-5.9	-6.4	-3.3	-1.5	12.2	-3.3	-0.05
	増税世帯比率①(%)	100.0	98.9	98.4	96.5	89.2	77.0	42.8	7.8	—	76.1
	増税世帯比率②(%)	100.0	49.8	49.2	40.8	40.9	39.2	44.9	25.2	—	40.6
NW 2億円以上	ネット①(減税額)	—	-54.2	-71.2	-81.6	-82.6	-77.7	-35.6	-30.6	-59.3	-0.34
	ネット②(減税額)	—	-0.0	-5.8	-23.4	-23.4	-19.1	-16.3	-36.8	-22.6	-0.13
	増税世帯比率①(%)	—	100.0	100.0	100.0	97.9	92.1	69.6	44.3	—	79.1
	増税世帯比率②(%)	—	100.0	46.1	60.3	46.5	44.4	45.4	49.0	—	47.4

(注) 1. 住民税は均等割を含む。
 2. NW は正味資産(実物資産+金融資産-借入金)を表す。
 3. 金額は合計欄以外はすべて万円単位である。

表4 10%消費税と社会保険料の引上げ

世帯区分	項目	所得階層区分(万円)								平均 (万円)	合計 (%, 兆円)
		200 未満	200 ~400	400 ~600	600 ~800	800 ~1000	1000 ~1500	1500 ~2000	2000 以上		
全 体	3%消費税額等(万円)	11.6	13.1	15.9	18.1	20.5	23.4	26.9	31.7	18.0	5.25
	10%消費税額(万円)	20.4	22.9	28.3	32.8	37.2	43.1	51.5	61.4	32.5	9.49
	年金保険料(万円)	10.1	11.0	14.6	18.1	20.8	23.2	23.3	21.1	17.1	4.99
	年金保険料①(万円)	18.7	20.4	27.0	33.5	38.5	42.9	43.0	39.1	31.6	9.23
	差額(年金①, %)	0.3	0.5	-0.0	-0.8	-1.0	-0.0	4.8	11.8	0.0	0.0
	世帯比率(年, %)	48.4	51.8	47.2	43.3	42.3	47.0	61.4	67.0	—	46.8
	医療保険料(万円)	11.1	11.1	12.7	15.0	17.7	21.0	24.9	29.0	15.2	4.44
	医療保険料②(万円)	21.6	21.7	24.8	29.3	34.6	41.1	48.8	56.6	29.8	8.69
	差額(医療②, %)	-1.7	-0.7	0.3	0.4	-0.2	-0.4	0.7	2.1	0.0	0.0
	世帯比率(医, %)	36.0	45.1	51.2	50.2	46.2	45.4	51.3	52.1	—	48.4
	年金・医療(万円)	21.2	22.1	27.3	33.1	38.5	44.2	48.2	50.1	32.3	9.43
	年金・医療③(万円)	30.7	32.1	39.5	48.0	55.8	64.1	69.9	72.6	46.9	13.67
	差額(③, %)	-0.7	-0.1	0.1	-0.2	-0.6	-0.2	2.9	7.2	0.0	0.0
	世帯比率③(%)	39.9	48.6	49.2	46.2	43.9	45.8	57.6	57.3	—	47.4
勤労者世帯	差額(年金①, 万円)	2.6	0.4	-0.7	-1.8	-2.2	-2.4	1.7	1.8	-1.2	-0.23
	世帯比率(年, %)	59.9	49.8	43.4	38.4	37.2	39.0	54.0	45.5	—	41.6
	差額(医療②, 万円)	4.0	1.9	1.5	1.1	0.3	-1.2	-1.8	-6.5	0.9	0.16
	世帯比率(医, %)	63.9	59.0	57.4	54.2	48.7	43.4	46.6	40.6	—	53.4
	差額(③, 万円)	3.3	1.1	0.3	-0.4	-1.0	-1.8	0.0	-2.1	-0.2	-0.04
	世帯比率③(%)	60.5	54.3	50.2	45.5	42.7	40.4	50.7	38.3	—	47.1
非勤労者世帯	差額(年金①, 万円)	-2.2	-1.1	0.1	1.3	2.1	4.2	8.1	15.1	1.7	0.15
	世帯比率(年, %)	37.0	42.6	49.1	53.9	54.6	60.6	68.7	73.2	—	52.6
	差額(医療②, 万円)	-5.2	-4.6	-3.4	-2.2	-1.4	0.9	3.1	4.6	-2.0	-0.18
	世帯比率(医, %)	21.6	24.4	32.2	37.3	40.2	48.3	55.1	55.5	—	36.7
	差額(③, 万円)	-3.6	-2.7	-1.6	-0.4	0.4	2.6	5.7	10.1	-0.1	-0.00
	世帯比率③(%)	24.6	32.4	40.4	45.5	46.8	54.8	63.6	62.7	—	44.3
無職世帯	差額(年金①, 万円)	1.9	4.5	6.7	4.7	-4.3	-0.3	-29.8	-190.9	4.2	0.07
	世帯比率(年, %)	55.5	79.9	78.7	65.7	46.7	50.7	7.8	0.0	—	72.8
	差額(医療②, 万円)	-2.0	-0.2	3.1	4.0	-1.2	2.7	-5.2	-33.3	1.3	0.02
	世帯比率(医, %)	29.4	47.9	66.8	64.9	46.3	59.2	58.1	0.0	—	55.4
	差額(③, 万円)	0.1	2.3	5.0	4.4	-2.9	1.1	-18.2	-116.6	2.9	0.05
	世帯比率③(%)	43.4	68.1	75.6	65.6	46.7	57.9	50.7	0.0	—	66.9
20歳以下	差額(年金①, 万円)	-0.3	1.5	1.0	1.1	1.8	1.5	0.6	—	1.2	0.02
	世帯比率(年, %)	47.5	54.5	51.0	51.1	49.4	52.2	49.3	—	—	52.0
	差額(医療②, 万円)	0.2	2.8	2.9	3.0	3.4	4.1	-4.4	—	2.8	0.04
	世帯比率(医, %)	48.2	63.4	61.4	62.4	58.6	54.4	22.4	—	—	61.6
	差額(③, 万円)	-0.0	2.1	1.9	2.0	2.6	2.8	-1.8	—	2.0	0.03
	世帯比率③(%)	48.9	59.3	55.3	57.5	52.3	54.4	22.4	—	—	56.6
30~39歳	差額(年金①, 万円)	1.2	-0.5	-0.3	-0.5	-0.2	2.0	4.8	5.6	-0.2	-0.01
	世帯比率(年, %)	51.6	44.3	45.3	42.2	43.4	52.5	56.4	73.5	—	44.8
	差額(医療②, 万円)	-0.3	-0.3	1.1	1.4	0.6	1.3	1.1	-1.4	0.9	0.08
	世帯比率(医, %)	42.2	47.1	55.8	55.6	47.3	49.2	48.9	43.3	—	52.8
	差額(③, 万円)	0.5	-0.4	0.4	0.4	0.2	1.7	3.0	2.3	0.4	0.03
	世帯比率③(%)	41.5	44.7	50.4	47.7	45.1	50.3	55.7	47.0	—	48.2
40~49歳	差額(年金①, 万円)	-0.3	-0.2	-0.5	-0.8	-0.7	1.3	5.9	11.9	-0.1	-0.01
	世帯比率(年, %)	46.6	47.2	44.6	43.1	41.6	51.2	65.5	74.8	—	45.6
	差額(医療②, 万円)	-2.0	-1.2	0.0	1.0	1.1	1.4	2.1	2.1	0.6	0.05
	世帯比率(医, %)	38.2	44.4	50.2	53.0	51.6	51.8	54.7	56.9	—	50.9
	差額(③, 万円)	-1.1	-0.7	-0.3	0.0	0.1	1.3	4.1	7.3	0.2	0.02
	世帯比率③(%)	39.6	44.6	46.8	47.6	46.9	50.9	61.8	61.7	—	47.8
50~59歳	差額(年金①, 万円)	-5.2	-4.8	-5.0	-5.5	-4.9	-4.8	1.2	2.8	-4.6	-0.30
	世帯比率(年, %)	22.6	24.8	25.3	26.8	30.8	31.6	50.5	45.2	—	29.5
	差額(医療②, 万円)	-3.6	-3.0	-2.6	-2.7	-2.0	-2.5	0.4	-2.3	-2.4	-0.16
	世帯比率(医, %)	27.3	32.8	34.5	35.3	38.9	38.8	50.3	42.5	—	37.0
	差額(③, 万円)	-4.4	-4.0	-3.9	-4.2	-3.5	-3.7	0.8	0.4	-3.6	-0.23
	世帯比率③(%)	23.4	27.8	29.5	30.5	34.2	33.7	51.0	41.8	—	32.5
60~69歳	差額(年金①, 万円)	5.2	5.6	6.6	6.1	5.4	6.9	9.5	27.3	6.8	0.22
	世帯比率(年, %)	72.8	80.6	78.0	72.4	68.8	69.6	78.0	89.8	—	75.3
	差額(医療②, 万円)	-2.2	-1.9	-0.5	-0.3	-1.9	-0.5	-2.0	8.6	-0.8	-0.03
	世帯比率(医, %)	26.0	36.4	48.5	47.9	43.2	45.1	45.8	62.7	—	44.4
	差額(③, 万円)	1.7	2.1	3.3	3.1	2.0	3.4	4.1	18.5	3.2	0.10
	世帯比率③(%)	48.4	62.3	66.1	60.8	55.6	60.7	62.7	77.8	—	62.0
70歳以上	差額(年金①, 万円)	5.5	5.3	7.1	8.1	5.3	6.2	13.3	17.3	6.9	0.08
	世帯比率(年, %)	69.7	87.4	84.4	78.9	63.7	70.4	84.8	79.9	—	80.1
	差額(医療②, 万円)	0.3	0.3	1.7	1.8	-0.4	-1.1	5.9	10.3	1.1	0.01
	世帯比率(医, %)	54.2	52.3	62.8	58.0	47.1	40.2	65.9	69.2	—	55.1
	差額(③, 万円)	3.0	3.0	4.6	5.1	2.6	2.8	9.8	14.0	4.1	0.05
	世帯比率③(%)	61.3	73.9	75.5	69.0	53.4	56.9	80.8	76.5	—	69.5

費税の増税額相当分(合計で4兆2400億円)を年金保険料負担の増大で賄った場合の金額を表している。差額(年金①)は(10%消費税額十年金保険料)-(3%消費税額等十年金保険料①)の値であり、プラスであれば年金保険料引上げの方が負担増は少なく、マイナスであれば消費税率引上げの方が負担増は少ないとそれぞれ意味する。また世帯比率(年、%)は上記の差額がプラスとなる世帯の割合であり、年金保険料アップの方が消費税率アップより得になる(負担増が少ない)世帯の割合を表している。ケース②、③についても同様に表示した。表4によると、全体として年金や医療の保険料を引き上げるよりも消費税率を引き上げた方が負担増は少ないという世帯が半数をわずかながら上回っている。ケース①で年金保険料アップの方がより多い負担増になるのは中所得層である。ケース②の場合、所得階層別にみた負担増の多寡は複雑であり、一様でない。ケース③の場合、年収1500万円未満の階層では消費税率アップの方が総じてより少ない負担増になっている。

世帯属性別にはどうか。ケース①の場合に消費税率アップの方が全体として低負担増となるのは勤労者および世帯主が30~59歳の世帯である。またケース②の場合、消費税率アップの方が得となるのは非勤労者および世帯主が50~69歳の世帯に多い¹⁶⁾。ケース③で社会保険料アップの方が総じて低負担増となるのは、無職および世帯主60歳以上の世帯である。

高齢化に伴う負担増を誰がどのように引きうけるかについては別途、慎重に検討する必要がある。ただし社会保険料負担の引上げに偏った対応は現役世代に過重な負担を課すことになる。4人に1人が高齢者となる社会において、高齢者は“みこし”の上に乗っていてよいのだろうか。年をとっても応分の負担をしつづけるシステムを構築することが求められていると思われる。

(一橋大学経済研究所・信州大学経済学部・大阪大学社会経済研究所・東洋英和女学院大学人文学部・千代田生命・経済企画庁)

注

* 本稿の基礎となった研究に対して文部省科学研
究費(一般研究C:課題番号63530023)を受けた。なお
本稿の計算にさいして経済企画庁にもお世話になった。

1) 本間グループの研究成果は本間・跡田編(1989)
にまとめられている。

2) 公的年金給付の課税最低限引上げは高額年金受
給者(金持ち老人)に利益を与えただけであり、低額年
金の受給者に恩典は全然及ばなかった。このような措
置が消費税に対する不満解消のために講じられたこと
は不可解である。高山ほか(1990b)参照。

3) 本間グループの活動が結果的に税制改革への反
対と現行税制の暫定的継続に力を貸したとする意見が
一部にある。それは本間グループの本来の意図とは別
のものであったと思われる。ただし増減税額の推計が
日本の政治風土のもとでは損得勘定だけの議論を誘い
がちであることは否定できない。本間グループの意図
した質の高い生産的論争が税制改革をめぐる議論の中
で生じたとは必ずしも言えないだろう。

4) 中曾根税制改革のうち本稿で考察した具体的内
容はつぎのとおりである。すなわち①所得税最低税率
の適用範囲拡大(課税所得で50万円を150万円に)②
税率表の簡素化(所得税で10.5~60%の12段階へ、住
民税で5~16%の7段階へ)③配偶者特別控除の新設
(所得税16.5万円、住民税14万円)④公的年金給付課
税の変更⑤老年者控除引上げ(所得税で25万円から
50万円に、住民税で24万円から48万円に)⑥マル優
の廃止(税率20%、老人等に対する利子非課税制度存
続)、等々。

5) 利子課税20%分は金融資産残高に基づいて項
目別に推計した利子相当分を利用して求めた。また税
額の計算にさいしては、いわゆるマル老を考慮した。

6) 消費税の非課税品目には土地取引・金融保険・
社会福祉サービスも含まれているが、本稿では考慮し
なかった。

7) 新SNAベースの年間収入は次のようにして求
めた。すなわち『全消』ベースの年間収入—ローン金
利支払額—親族等への仕送り金+帰属家賃・差額帰属
家賃—(持家・給与住宅等)の修繕・維持費—(持家住
宅)の減価償却額+医療現物給付、である。ただし利
子・配当・ローン金利支払分は金融資産・借入金残高
から別途推計したものに計数を入れ替えた。また株式
等のキャピタル・ゲインは含めていない。なお消費税
の課税ベースとなる消費支出については耐久消費財支
出のみ「耐久消費財編」の耐久消費財購入額に置き換
えた。各項目の推計手順は高山ほか(1989、第4章)の
とおりである。

8) 本間・跡田(1989)は竹下改革によって実質増税
となつた世帯の割合を20.7%と推計している(174頁)
ただし、この割合は中曾根改革後と比較して計算して
おり、本稿(中曾根改革前との比較)とは異なる。なお
橋本(1989、表9)は集計データを利用して減税世帯比
率を推計しているが、個票を利用しないかぎり、この
比率を正確に計算することはできない。

9) 中曾根改革後と比較すると、グループ全体とし
て減税となるのは年収600万円以上の階層であり、年
収600万円未満の階層(『全消』ベースの年収で500万

円強未満)では増税となった(表1と表2を比較せよ)。

なお低所得世帯に増税となる世帯が多いのは、課税最低限以下の階層が所得税・住民税減税の恩恵をいっぱい受けず消費税導入による負担増だけを被るからである。低所得世帯の場合、生活保護制度をはじめとする各種の社会保障制度によって最低限の生活は今日ほぼ保障されているとみて大過ないだろう。月額で2000円程度の税負担増があるからといって生活が急に著しく困窮するというような事態は今日、まず考えられない。税負担増を相殺するための補償措置を講じる必要があるか否かは、歳出面を含めて財政全体としてのパフォーマンスを総合的にみきわめてから慎重に判断すべきではないだろうか。最低生活の保障に仮に問題があれば、それは税制改革の有無にかかわりなく解決を図る必要がある。

10) 無職世帯のデータは『家計調査』や『全消』の場合、信頼度が必ずしも高くないといわれている。本文のステートメントはこの点で留保が必要になる。

11) 本間・跡田(1989, 170-174頁)の推計した、パート世帯・共稼ぎ世帯における増税世帯比率の計数は個票を用いたわれわれの値よりかなり高目である。

12) 税制改革をめぐる論議の中で年金受給世帯については年収335万円の高齢者夫婦が例としてとりあげられた。高齢者の場合、平均値は通用しない。年収335万円は平均値であっても最頻値(250万円)や中央値(290万円)よりはるかに高く、代表性に疑問があるからである。

13) 固定資産税は評価額の半分に1.4%の税率を掛けた求めるのが原則である。ただし200平方メートル以下の小規模住宅用地は評価額の1/4が課税標準になっている。本稿では現行の固定資産税負担を推計するにあたり、まず時価(公示価格ベース)の宅地評価額を求め、その都道府県別集計値を自治省税務局固定資産税課「固定資産の価格等の概要調書(家屋)」の計数と比較して評価率(都道府県別)を計算した。時価の宅地評価額は高山ほか(1990a, 分析2, 表1.3.1)を利用

した。なお固定資産税を強化すると地価は低下する可能性が高い。しかし本稿では簡単化のため、その可能性を無視して税額を推計している。

14) 低所得層の固定資産税は売却・相続時点まで延納(利子つき)を認めるのも一案である。なお低所得層の固定資産税を軽減することは土地の効率的利用促進にとっても部分的に障害になる。この点で現行の生活保護世帯等に対する固定資産税減免措置には疑問がないわけではない。

15) 本稿では資産課税強化について家計部門のみを考察したが、法人部門においても含み益や土地保有額そのものに着目して資産課税の強化を図る必要があることはいうまでもない。

16) この例は国民健康保険加入世帯と考えてよいだろう。本稿では昭和59年分の医療保険料をベースにして試算したが、それ以降、老人保健法における制度間の財政調整により国保加入者の負担は軽減される一方、サラリーマン・グループの医療保険料負担が急増している。勤労者グループの場合、将来においては医療保険料アップよりも消費税率アップの方が総じて低負担増となるだろう。

参考文献

- [1] 高山憲之ほか(1989)「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』116, 経済企画庁。
- [2] 高山憲之ほか(1990a)「家計資産保有額の年次推移と家計貯蓄率の2時点間比較」『経済分析』118, 分析2。
- [3] 高山憲之ほか(1990b)「公的年金の給付課税:理論と現実」『経済分析』121, 第4章。
- [4] 橋本恭之(1989)「税制改革の計量分析」『大阪大学経済学』38(3・4)。
- [5] 林宏昭・橋本恭之(1987)「わが国の税制改革案の分析」『大阪大学経済学』36(3・4)。
- [6] 本間正明・跡田直澄編(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社。